

平成26年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成26年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成28年5月13日に議会、知事に報告（平成28年5月13日付け北海道公報第2783号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
学校法人大関学園	(1) 平成25年度及び平成26年度の子育て支援対策事業費補助金において、補助対象期間外に行った事業を対象としていたことから、補助金66万9,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
社会福祉法人ふれんど	(2) 福祉・介護人材確保総合対策事業費補助金において、支払っていない経費を補助対象経費としたことから、補助金36万円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
北海道公立大学法人札幌医科大学	(3) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、補助基準額算定の対象となる新人看護職員等の人数を誤ったことから、平成26年度については、補助金21万5,000円、平成25年度については、補助金10万8,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
社会福祉法人北海道中央病院	(4) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の算定を誤ったことから、補助金18万円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
社会福祉法人当麻柏陽会	(5) 軽費老人ホーム運営費補助金において、補助対象経費の算定を誤ったことから、補助金8万4,499円	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよ

	が過大となっていた。	う一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
網走市鳥獣被害防止対策協議会	(6) 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、他の補助事業と補助対象経費が重複していたことから、補助金8万2,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
学校法人石狩学園	(7) 私立幼稚園管理運営費補助金において、補助対象経費は、当該年度の幼稚園における教育に係る経常的経費とされているが、前年度の支出等を補助対象経費としているものがあつた。	当該団体に対し、補助金の申請等においては、補助対象経費について内容の精査を徹底し、一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、関係法令及び団体の規程等を遵守するよう指導しました。

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項目	指導事項	講じた措置
ア 事業の執行に関するもの	(ア) 軽費老人ホーム運営費補助金において、サービスの提供に要する費用徴収額の算定を誤り、入所者からこれを過大に徴収しているものがあつた。	当該団体に対し、サービスの提供に要する費用徴収額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(イ) 福祉・介護人材確保総合対策事業費補助金において、法人が運営する他の専門学校と併せて入学案内の新聞広告を掲載しているが、経費を按分して補助金額を算定しなかったことから、補助金が過大となっているものがあつた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(ウ) 私立幼稚園管理運営費補助金において、前年度の経費を補助対象経費に含めているものがあつた。	当該団体に対し、補助金の申請等に当たっては、申請内容に誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。

<p>イ 支出に関するもの</p>	<p>(ア) 手当や旅費について、団体の規程に定めがないにもかかわらず支給しているものや規程と異なる額を支給しているものがあった。</p> <hr/> <p>(イ) 職員の自動車を業務で使用する場 合において、団体の規程では、自動車借上契約を締結した上で任意自動車保険に係る保険料や、排気量・走行距離に応じた使用料を支払うこととされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、給与や旅費の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <hr/> <p>当該団体に対し、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ウ 契約に関するもの</p>	<p>固定資産の取得において、団体の規程では、競争入札が原則とされているが、見積書により随意契約を締結しているものがあった。</p> <p>また、契約を締結するときは、契約書を作成して行うものとされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、固定資産の取得に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、契約の締結に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>エ 財産管理に関するもの</p>	<p>財産の管理において、団体の規程では、取得した備品について、財産管理台帳の整備を行うこととされているが、補助事業により取得した誘導捕獲柵わな及び箱わなについて、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助事業により取得した備品の管理に当たっては、団体の規程等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>オ 工事に 関するもの</p>	<p>(ア) 畜舎新築工事の積算において、仮設道路の道路延長を誤って長く計上したため、設計金額が過大となっていた。</p> <p>また、畜舎管理室等の木工事における大工の作業手間の歩掛りを誤って適用したため、人工を少なく計上し、さらに屋外給水工事の土工に使用するバックホウの機種選定について、要領の適用区分を誤って適用し</p>	<p>当該団体に対し、工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認の上、的確な積算となるよう指導しました。</p>

	<p>たため、設計金額が過少となっているものがあつた。</p>	
	<p>(イ) バンカーサイロ用地造成工事において、土工の積算に当たり、運土距離が60mを超える場合には、ダンプトラックにより運搬することとされており、その際の掘削積込までの一連作業はバックホウによることとされているが、誤ってブルドーザによる掘削及びバックホウによる積込としていたため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認の上、的確な積算となるよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) 畜産施設整備工事において、地盤の掘削により3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合には、着手する日の30日前までに、当該土地の形質を変更する場所や着手予定日等を知事に届け出なければならないが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、工事の実施に伴う事務処理に当たっては、土壤汚染対策法の届出に該当する場合、事前に手続きを適正に履行するよう指導しました。</p> <p>なお、未届となっていた当該工事については、届出したことを確認しました。</p>
<p>カ その他 団体の経 理に関する もの</p>	<p>(ア) 学校法人において、予算に重要な変更を加えようとするときは、理事会の議決を得なければならないが、これを行わず、予算額を超える支出を行っているものがあつた。</p> <p>また、理事会及び評議員会の議事録について、事実と異なる内容を記載しているものや作成されていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、予算の補正に当たっては、評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得るよう指導しました。</p> <p>また、理事会及び評議員会の議事録について、適正に作成するよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 団体の規程では、理事長は、会計年度終了後2箇月以内に、決算を評議員会に報告しなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p> <p>また、監事は、同期間以内に、監査報告書を理事会及び評議員会に提出することとされているが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、決算の報告及び監査報告書の提出に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、理事会及び評議員会の議事録について、団体の規程に基づき、適切に整備、保存するよう指導しました。</p>

さらに、理事会及び評議員会の議事録は、常に事務所に備えて置かなければならないこととされているが、保存されていないものがあった。

(ウ) 決算書類は、会計帳簿に基づいて作成し、必要な会計事実を明瞭に表示しなければならないが、一部事業に係る収支や未収入金・未払金などについて収支決算書、貸借対照表又は財産目録に計上していないものや、預かり社会保険料の期末残高を資産である仮払金に計上しているものなど、誤った数値を計上しているものがあった。

(エ) 団体の規程では、総会に付議すべき事項、事業計画及びこれに伴う収支予算については、理事会の議決を得なければならないこととされているが、これを行っていないものがあった。

また、総会を開催したときは、議事録を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。

さらに、活動計算書については、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとしなければならないが、補助事業に係る収支が反映されていないものがあった。

(オ) 資金の借入を行う場合において、団体の規程では、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得なければならないこととされているが、これらを行っていないものや、借入の事実を証する書類を作成していないものがあった。

当該団体に対し、商工会事務処理基準等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。

当該団体に対し、総会に付議すべき事項、事業計画及びこれに伴う収支予算については、団体の規程に基づき、理事会の議決を得るよう指導するとともに、総会開催時の議事録及び補助事業に係る収支を反映させた活動計算書の作成を適切に行うよう指導しました。

当該団体に対し、資金の借入に当たっては、評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得るとともに、事実を証する書類を作成するよう指導しました。

<p>(カ) 学校法人の監事は、理事、評議員等と兼ねてはならないこととされているが、評議員を兼ねているものがあった。</p>	<p>当該団体に対して、関係法令及び団体の規程に基づき、適正に役員を選任を行うよう指導しました。</p>
<p>(キ) 収納した現金について、団体の規程では、金融機関に預け入れることとされているが、直接支払に充てているものがあった。</p> <p>また、金銭の現在高について、団体の規程では、毎月1回以上、帳簿と照合することとされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対して、団体の規程に基づき、収納した現金は銀行に預け入れ、支払に直接充当しないよう指導するとともに、金銭の現在高の帳簿との照合についても、規程に基づき、適切に事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(ク) 請負契約の検査においては、給付の完了の確認をしなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、請負契約の確認検査に当たっては、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(ケ) 社会福祉施設整備費補助金において、対象施設を取得する際に、融資を受けるために抵当権の設定をする場合には、総合振興局長等の承認を受けなければならないが、承認を受けずに抵当権を設定しているものがあった。</p>	<p>当該団体の抵当権設定の承認申請に基づき、承認決定を行うとともに、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>補助事業者において、補助金が過大となっているものなどがあったことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して適切な事務処理を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>当該団体に対して、現地検査を実施し、補助金の申請等においては、補助対象経費について内容の精査を徹底し、一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、関係法令及び団体の規程等を遵守するよう指導しました。</p> <p>また、当該団体以外の事業者に対しても指導検査の実施や実績報告書の書</p>

	類審査を行うなど、適切な事務処理に努めます。
--	------------------------

3 検討事項に対する措置

項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置
	<p>道営住宅退去時における敷金について、道の債権の担保として徴収した敷金の還付手続きを指定管理者に行わせているが、敷金の充当等に関する具体的な定めがないため、この還付において、道の債権である未納家賃に充当すべきものを、これに充当しないで、退去者に代わって指定管理者が行う修繕に要する費用に充当していたものがあった。</p> <p>このことから、敷金を道の債権に優先充当すべきことや退去者が負担して行うべき修繕費の適正な取扱いについて、検討する必要がある。</p>	<p>平成28年3月25日付け住宅第1564号通知で各（総合）振興局建設指導課長あてに、道営住宅敷金還付事務に係る留意事項として、道営住宅退去時に未納家賃がある場合は、還付資金は未納家賃への充当を最優先とすることを徹底するよう通知することともに、所管の道営住宅指定管理者への指導を依頼しました。</p> <p>また、次期（平成30年度～平成34年度）の指定管理者公募時（平成29年度）において、道営住宅指定管理者協定書の文言整理を行うなど、敷金の充当等に関する具体的な取扱いを検討することとしました。</p>